## 平成28年6月定例会

# 市民環境常任委員会会議録

招	集		月	日	平	成	2	8	年	6	月	1	3	日	(	月	)									
会	議		場	所	Ш	里	農	業	研	修	セ	ン	タ	_		集	会	室								
開	会	•	日	時	平	成	2	8	年	6	月	1	3	日	(	月	)	午	前	9	時	0	0	欠	<b>}</b>	
閉	会	•	日	時	平	成	2	8	年	6	月	1	3	日	(	月	)	午	後	1	時	2	2	£	<b>}</b>	
委		員		沖	橋	本		稔																		
委	員	会	出	席																						
委				員																						
委		員		長	橋	本		稔																		
副	委		員	沖	加	藤		英	樹																	
					菅	野		博	子			羽	鳥			健										
委				員	大	塚		佳	之			金	子		雄	_										
委	員	会	欠	席																						
委				員	な	し																				
委	員	外	議	員	竹	田		悦	子			諏	訪	三	津	枝										
傍		聴		者	4	名																				

### 議題

議案番号	件 名	審査結果
第 55号	平成28年度鴻巣市一般会計補正予算(第1号)のうち本委員会に付託された部分	原案可決
議 請 第 4 号	所得税法第56条の見直しを求める請願書	不採択

委員会執行部出席者

(市民部) (環境経済部)

市民部長 吉田 憲司 環境経済部長 長島 祥一

市民部副部長兼資産税課長

佐藤 康夫 環境経済部副部長 馬橋 陽一

事務局長 新井 昭

市民税課長 原口 信行 環境経済部参事兼観光戦略課長

収税対策室対策室長 早川 宏人 大沢 昌弘

やさしさ支援課長 岡安 則行 産業振興課長 町田 浩一

環境課長 関口 泰清

吹上支所副支所長 新井巳代子

川里支所副支所長 松村 洋充

 書 記
 岡 崎 夏 子

 篠 原
 亮

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。

大塚佳之委員と金子雄一委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第55号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算 (第1号) のうち本委員会に付託された部分、議請第4号所得税法第56条の見直しを求める請願書の議案1件及び請願1件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

議会先例ナンバー46—6、常任委員会の審査の方法は議案、予算、請願の順序で審査をするのが例であるということから、初めに議案第55号について執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。その後休憩して議請第4号に直接関係のない執行部の退席の後、再開し、議請第4号について紹介議員からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。その後休憩して、花プレゼント条例制定について関係する執行部の入室の後、再開し、花プレゼント条例制定についての今後の進め方について執行部と意見交換を行いたいと思います。この方法で異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長)ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

それでは、初めに議案第55号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算 (第1号) のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(菅野) 2 基のうち1 基が壊れたので、改修しなければいけないという

のは当然のことであると思いますが、ここの改修自体は、そうするとほかの部分も含めて今後突然こういうふうに予算措置してやるようになるのか。例えば今回私たちは、川里と合併していただいたので、市庁舎をつくるときにこちらに来て場所を得ることができて本当にありがたいと思っているわけですけれども、今後もこういうことがたび続くことがあるとしたら、ほかの部分についても突然こういうふうにかえるという部分があるのでしょうか。それともほかの部分は大丈夫で、この部分だけをかえれば何かあっても対応できるということなのでしょうか。

(産業振興課長)この施設につきましては、建築後30年以上経過しております。当該施設は、先ほども申し上げましたとおり58年開設ということです。大規模修繕という形で要望等については以前出した経緯がございます。しかし、予算の都合、いろいろありまして、それはいまだ実行されておりません。ただ、現在公共施設等の総合管理計画というのを策定中であり、その中で検討されてこの施設自体が今後どうしていくのかというのも出ることとなることになります。委員さんお尋ねの緊急修繕につきましては、その都度必要なものについてはやっていく考えでございます。

なお、指定管理におきまして30万以下の小規模修繕についてはやること になっております。

以上でございます。

(菅野) 30万以下は、指定管理料の中でやると言われても、古い建物を指定管理で請け負う、では請負料の中にそういう部分も含めて請負料となっているのか。そうでないとしたら、請け負った団体は大変な、古い建物を請け負った場合は赤字になるのではないかと思うのですが、30万以上は行政が出すのですよね。では、30万ぐらい出さなければいけないというふうになるまで放置しておくというと、これはまた機能的に大変だと思うのですが、そこら辺はどういうふうにお金と、建物が古くなるという実態を調整しているのでしょうか。

(産業振興課長)協定書によりまして30万以上、それが非常に件数が多くなった場合にはまたお話し合いをしなくてはならないかと思います。

今、年度当初でございます。今回の補正につきましては130万ということで、市のほうの予算化ということになります。小規模修繕が頻繁に発生した場合には、またその都度、範囲内ということですので、協議をして決定してまいりたいと考えております。

(菅野) 竹田さんも言いましたけれども、屋根が、あっちが雨漏りしていますけれども、あれを直すのに幾らかかるのでしょう。30万ではできない。

(産業振興課長)屋根というのは非常に難しいところでありまして、本年2月にも……

#### (天井だねの声あり)

(産業振興課長) ええ、一部ちょっと修繕したようでございます。しかし、雨漏り等は雨の降り方によって変わってきます。全面的にということになりますと、非常に大きな金額、1,000万とか、そういう金額になってしまうと思われます。現状では今のところ目視で、雨漏りはありますけれども、危険までにはいかないという判断をしております。

以上でございます。

(羽鳥)まず、確認なのですが、この浄化槽の水中ブロアなのですが、 1基分が130万円ということでよろしいのでしょうか。

(産業振興課長) そうでございます。

(羽鳥) そうしますと、開設以来30年以上よく使えてきたと本当に感心するのですが、その片方のブロアが壊れてしまったということなので、もう一つのほうのブロアもまず間違いなく近日中に壊れてしまう可能性があるというふうに思うのですが、そちらのほうの計画的な改修は予定されているかどうかをお聞きいたします。

(産業振興課長)委員さんご指摘のように、30年以上2基のブロアを交互運転、負荷をかけないような運転でやってまいりました。本年1月中旬の定期点検から若干ちょっとおかしい数値が出まして、2月にその1基が停止した状態であります。2基交換したほうがいいのではということでございますが、新しくしてそれが30年もつかわからないわけですけれども、当面正常に今まで動いていた1基と新規のもの、これで対応し

ていくということで、その辺につきましては先ほどもちょっと申し上げましたが、公共施設の総合管理計画、こちらのほうで判断していくというような形になろうかと思います。

以上でございます。

(羽鳥) 今の説明をお聞きしたのですが、やはり30年以上という大変古い施設なのです。そうしますと、今後の公共施設総合管理計画においてこの建物をスクラップ・アンド・ビルドのほうのどちらに入るのか考えると、非常に継続が難しい施設かというふうにちょっと考えておるのですが、その点についていかがお考えかをお聞きいたします。

(産業振興課長) そのことを私がちょっと答えるのもあれかとは思うのですが、川里には支所を兼ねたかわさと館というのができております。 そこと共有する部分的なものは数多くあるのではないかなと思います。 そんな中で今後検討していくということを聞いております。ちょっと私のほうからこの建物がどっちかというのはちょっと答えにくいところですので、その辺はご了承いただければと思います。

(羽鳥) そうしますと、この公共施設の総合管理計画はいつごろに一応 結論が出るのかを最後に確認でお聞きをいたします。

(産業振興課長)総合政策課のほうで今年度中にということを聞いております。

(大塚) それでは、重ならない範囲で幾つか伺いたいと思います。

先ほどの説明の中で実際に1月中旬の定期検査の中で異常を感じ、その後具体的には2月ですか、とまるというか、停止したそうでありますが、2月にそれがわかった段階で、当然2基交互で動いているものが1つだめというのがわかったわけですから、その段階で速やかに1つを入れかえる、交換する、修繕するというような発想はなかったのかどうなのか、それをまず初めに伺います。

(産業振興課長) 2月に停止という形になっております。 3月補正、当初予算、これにも実際、ちょうど時期が悪かったというか、 2月ということで提出はできませんでした。そんな中で、浄化槽全体の機能としては1基が動いていればとりあえず大丈夫ということですので、危険は確

かにあったと思います。そんな中で6月の早期の補正ということで対応していただくという決定をしたところでございます。

(大塚)改めて理由はわかりましたので、ここに設置してある浄化槽、 この能力について 1 点伺います。多分かなり大型の人槽、いわゆる相当 量の数値の浄化槽だと思うのですが、具体的にサイズについてはどうな っていますか。

(産業振興課長)浄化槽の規模でございます。人槽といたしまして453人槽でございます。水中ブロア1基当たりの出力でございますが、22キロワット、200ボルトでございます。今回入れかえようとしているものも全く同じものを入れかえる予定でございます。

(大塚) 453人 槽というと、市内でもそんなに数がある規模ではないのかなと思います。

(産業振興課長) 先ほどの出力のところでちょっと読み間違いがありました。済みません。2.2キロワットでございます。失礼しました。

(大塚)では、続けますが、453人槽ということですから、かなり大きなサイズが多分この敷地内の建物の下に、あるいは横にあるのだなと思いますが、こういったものというのは当然定期点検をされるということですが、その定期点検のタイミングといいますか、期間については1年間にどのぐらいやっているのでしょうか。

(産業振興課長)定期点検につきましては月2回実施しております。そのほかに埼玉県環境検査研究協会というところで、年1回ですけれども、水質検査というか、11条検査というものを実施しております。

以上でございます。

(大塚) 大まかな施設の中身はわかりましたので、ちょっと方向というか、目先を変えて、もしわかればということでお伺いをしますが、先ほど担当課長のほうから公共施設については総合的に管理をしていくと、今その計画を立てているということ、また今年度中にその計画の大きな部分、あらかたについては出てくるだろうという答弁がありました。この件については、部長さんでないとわからないかもしれませんが、市内にはたくさんの人数を収容する施設が当然幾つかあると思います。一番

わかりやすい話をすると、ワンスペースで1,000人を超える規模で収容できるというと、クレアこうのすの大ホールが間違いなく1番だと思いますが、私の認識では、それに次ぐいわゆる定数といいますか、キャパを持った施設は今利用している農業研修センターの、私の記憶では消防法でいう400から450人ぐらいの定数で定められた施設が私は市内でここが2番目だというふうに理解しておりますが、もしその点でわかる範囲で結構なのですが、そういった認識でいいのかどうなのか、それを初めに伺います。

(環境経済部長)公共施設ということでさまざまございますけれども、そのキャパということで、確かにここはそういうことであるというふうに考えます、クレアこうのすに次いでということで。ただ、古い施設でいる出てくるのが、滝馬室か原馬室か、馬室小学校にあった勤労者体育施設、あそこがかなり経年が進んでいるというようなことで、公共施設の扱いをということは検討しなければならないなというところでございます。ちょっとそのほかにつきましては、思いつくところはございませんので、申しわけございません。

(大塚) 本来ですと、この市民部では環境経済部ではなるるのですが、やはり公共施設をそれぞれ課、部によって管理をして当然をという立場で質問いた施設であっては、ここの集会室では、そのの体育ではなったお祝いの成人式についても別ました。ここができたお祝いのなけがしばらくありました。ここができたおははを軸番で使っていた時代がしばらくあ粛にそのの体育ででも私はは、ということが、というの高いるはずでしております。片や9月ごろになりますと、つるには残ってもということが、それもここでものはずでといったというのも過去にはとと、それないてここでやったというのも過去にはとと、それからこれから行う総合的な管理計画の中で、この農業研修センスにはからこれから行う総合のであるである課がここの修繕しますけれども、将来的にどうなの所管である課がここへのであります。たまたま環境経済部の所管であるにはなっている一人であります。たまたま環境経済部ではないいる一人であります。たまたまではないいるのではことにはないの所管である課がここ

の事務的な窓口ということになっておりますので、あえて伺いますが、 農業研修センターについては、いっとき川里支所が公民館としてできた ときに、川里の地域内にある程度の人数が収容できる、あるいは一部答 弁にもありましたが、似たような施設として支所である公民館にもある、 農研センターにもある、これは2カ所必要なのかというのを今後速やか に検討しなくてはならない。極端な言い方をすれば、片方はいいのでは ないかというようなこともちらっと耳にした記憶があります。しかしな がら、市内においてある程度の人数が利用できるホールといいますか、 ワンフロアとしては、ここの農業研修センターの中の集会室については、 私はそれなりの利用価値は十分残されているというふうに思っていま す。今後その計画の中で環境経済部がここの建物について現状なり今後 の使用する方向性等について多分意見を出していくのだと思うのです が、ここの農業研修センターの重要性についてどのような認識を持たれ ているのか、それを伺いたいと思います。

(環境経済部長)この農業研修センターの設置の目的というのが条例にうたってございまして、これはやはり農業研修センターというだけに農業経営の技術開発、また農業の担い手の育成の拠点として農業環境の改善を総合的に推進し、地域の連帯感、コミュニティーの醸成を図るということがありますので、そういった目的がここにはあります。ほかには農業者の健康増進、農業の振興ということで、やはり地域柄そういった部分は大切な要素であるなというふうに我々も思います。ただ、公共施設で似たようなものだとなれば、そこのところをどういうふうに整理していくかということは今後議論していかなくてはならないと思いますけれども、やはり我々農業振興がこの部の命題となっておりますので、その点は外さないように考えながら協議をしていきたいというふうに考えております。

(大塚) 今部長からお答えいただきまして、もうかなり長い年数継続している事業として皆さんご存じですけれども、この研修センターを含め、 隣の公園施設を含め、中央公園エリアという表現をいたしますが、ここ で行われているかわさとフェスティバルという事業があるのはご存じだ

と思います。その中においても、この農業研修センターという大きな建 物があるというのがやはりその場所をイメージする一つのポイントであ って、さらにはイベントの中でも十分使われている。ここで、今後古く なったから要らないよとか、もう手の施しようがないと、これは論外に しても、使える範囲で少しでも修繕しながら継続して残していくという ことをしておかないと、多分通称かわフェスもどこかで途切れてしまう 可能性がある。先ほど部長が農業振興のためのと言うのは私も理解をし ております。しかし、ある程度特化した目的を持った建物はそれぞれあ るのですけれども、例えば教育ですとか文化ですとかいろいろ特化した 建物はあるのですが、それが時代の流れとともに、生活スタイルの変化 とともに、いわゆる今でいうコミュニティーとか目的が少しずつ進路が 多分変わってきているのではないかなと思います。ぜひ今後において、 私はコミュニティーづくりの大切な場という位置づけでこの農業研修セ ン タ ー に お 金 が か か る の は や む な し に し て も 、 予 算 と 時 限 的 に 許 さ れ る 範囲で継続をして存続をすべきというふうに私は思いますが、それにつ いて今後計画の中で必要性をもう十分認識をしていただくことが可能な のかどうなのか、同じような質問になりますが、改めて伺います。

(環境経済部長)中央地区ということで、川里町の時代に地域の発展ということで都市再生整備計画という、当時はまちづくり交付金ということで地域を活性化していこうという計画が立ち上げられて、そしてこの公園なりこの施設、また花久の里とか、そういったものがメニューといて上げられて、地域コミュニティー、地域の活性化の計画があったということで、確かにすばらしい計画だと思います。その計画どおり進んできているのかなと思いますし、それなりの効果が発生したというを思います。やはり地域の発展を目指すということは思われます。やはり地域の発展を目指すということはますので、そういった趣旨は、やはり地域の発展を目指すということは念頭に置きながら、またこの施設のあり方等につきましては企画部局と協議してまいりたいと考えます。

(金子) それでは、何点かちょっと確認します。

今回2月に故障ということで、1基を交換ということでございますけれ

ども、この交換の機種については同じメーカーということでよろしいのでしょうか。

(産業振興課長) もちろん30年前のものですので、全く同じものでありませんが、機種とさっき言った出力等、これは同じメーカーのものの同じ出力のものを入れる予定でございます。

(金子) 確認ですが、同じメーカーのものということで。

(産業振興課長)はい。

(金子)メーカーというのは何社かあるわけでしょうか。例えば車では ないですけれども、トヨタとか日産とかありますよね。

(産業振興課長)現在片方のほうは残っておりますので、それと同じメ ーカーのものを入れていく考えでおります。確かに同規模のものは他メ ーカーでもあるとは思います。

(金子) 2 台あると、1 台交換すると、もう一台が古いと性能的にとか ふぐあいが出ることが結構間々あるのですけれども、その点については 保守管理とかメンテナンスを十分行って運用されるということでよろし いわけでしょうか。

(産業振興課長) 先ほども申し上げましたが、今までも2基のうち、負荷をかけないようにということで1基を12時間、もう一基を12時間という運転の方法をとっておりました。ですので、新しい、古いというものではなくて、運転していればその状態は保てると考えております。

(金子) 今回かえる 2 基ですけれども、その中の 1 基ですけれども、こういうふうな施設ということで、施設体系としてやはりほかの施設についても、大きい施設については 2 基とか 3 基とか、そういうものが備えつけられているのかどうか、ちょっと確認ということでお聞きします。

(産業振興課長) それぞれの施設で浄化槽の規模についてはちょっと私のほうではわからないのですが、ちょっと調べましたところ、市の施設の中で浄化槽としているものが31カ所、そのほか学校が15カ所、保育所が3カ所、これが公共下水ではなくて浄化槽を使用しております。申しわけありませんが、その規模と管理の方法についてはそれぞれの持ち場ですので、ちょっとわからないです。

(金子)ということは、今回はこちらについては2基あったと、ほかの 施設では1基のところもあるということでしょうか。

(産業振興課長)その施設の規模、先ほど収容、処理能力というものが恐らく問題になると思いますので、そこです。その施設が通常何人使用しているのかによって、その浄化槽の大きさ、何人槽というのも変わってくると思います。それによってブロアの数も恐らく違うのではないかなと。推測で申しわけありませんが。

(金子)というのは、今回2基あったからたまたまよかったと。2月というと、もう4カ月たっていますので、その間上程することがちょっと時間的にとかできなかったのかもわからないですけれども、もう少し早くできればよかったのかなというふうな感想なのです。

次に、やはりちょっと施設のことで、大塚委員と同じような感じなのですけれども、この農業研修センター、川里と合併してから農業という名前がつくような施設とかというのは珍しいなと。ましてやこの大きさは非常に大きな施設であるということでありますけれども、農業に関して今現在使われている利用状況とか、そういうのが、見るところというか、いろんな、先ほど言ったコミュニティーの場所ということで、会議とかの施設として利用されているかと思うのですけれども、農業という名前がつくので、非常に最先端をいっているような、市の中でそういうふうな取り組みとか、そういうことがここで行われているとか、利用されているとかがあればちょっとお聞きしたいのですけれども。

(産業振興課長)この建物につきましては、先ほど申し上げましたとおり、昭和58年に建築されたものでございます。農林の補助を使いまして建てたものでございます。特徴的なもの、ここの施設にしかないものにつきましては、食品加工室というのがございます。農業に特化しているというあれではないのですけれども、みそづくりとか、そういうものの活用はしております。

以上でございます。

(加藤) それでは、何点か、重複しない形でご質問させていただきたい と思います。 これ今回の案件とは違う、ほかの機器の中でエアコンなんかも今後壊れてくる可能性なんかもあるのかなと思います。それで、こういった大きな施設は基本的には大きなエアコンの機器があって集中で管理してというのが多いのだと思うのですけれども、今後例えば個別の、比較的ミドルサイズ、あるいはスモールサイズの会議室などのエアコンが……不調になるときは全体が不調になってしまうのですけれども、そういったときにまたそれが壊れてしまうと大きな費用がかかるかと思います。たしか公民館とかは最近部屋のほうは個別にエアコンなんかもつけていると思うのですけれども、その辺の、他の機器の話で恐縮ですけれども、機器やそういったものが壊れたときにどんなスタンスをとろうとお考えになっているのか、参考までに聞きたいと思います。

(産業振興課長)ここの空調、これに関しましてちょっと私も詳しくなくて申しわけないのですが、この施設には会議室が3、和室、調理実習室、それと集会室と食品加工室という施設がございます。恐らくで申しわけありませんが、会議室のほうは個別のスイッチになっているのかなと思われます。ここの大集会室、これについては確かに古いもので、温度の調整等もできないような状況です。ですから、一度入れてしまうと極端に冷えてしまうとか極端に暑くなってしまうとか、そういう状況のものだと理解しております。個別の改修ということで今後については対応していく、全館という形ではなくてその壊れた部分の対応策ということでやっていくことになろうと思います。

(加藤) ありがとうございます。

それと、先日、6月9日の議案に対する質疑のときだったと思うのですけれども、ご答弁の中で例の雨漏りをしているところについては、しっかりと目視をしながらリスクがないようにしっかりと見ていくというような趣旨でご答弁いただいた記憶がございます。そのしっかりとした目視というところで、これから、きょうも雨ですけれども、非常に雨の多いシーズンになっていく。夏は、また最近ゲリラ豪雨が非常に多い状況となっておりますので、その都度、都度で、例えばゲリラ豪雨の日に写真などを撮って、このときにはこういうかなり大きな激しい雨だったの

だけれども、こんな感じだとか、客観的な状況を残しながら、またでは どうしていくのかという議論をするのがいいのかなと思うのですけれど も、その辺何か対応策などで考えているものがございましたらお聞かせ いただきたいと思います。

(産業振興課長)ご指摘のように、そこの雨漏りのようなものもあろうかと思います。その建物自体がそれで危険かどうかというのがまず非常に重要なものかなと思います。もちろん雨漏りも、軽微とは言いませんけれども、その辺につきましてはこの施設自体が現在指定管理者のほうで常時確認してございますので、雨の降り方等、それによって私どもの課の職員も指定管理者と連絡を密にして状況の把握はしていきたいと考えております。

(加藤)では、最後に、こちらは先ほどの大塚委員と若干かぶる部分があるかもしれませんけれども、非常にこの施設の直りには多目的に運動ができる広いグラウンドもございますし、野球ができたり、あるいは釣りもできるところもそばにあったり、テニスコートもあったりということで、そういった運動する方が非常に休日などは多く集まる可能性が高いところだと思います。その中で例えばゲリラ豪雨、雷等で一時的に避難ができるような、そういったリスクヘッジの側面もあろうかと思いますので、そういう意味でもやっぱりここの位置と意義は大きいかと思うのですけれども、再度総合的に勘案してこの建物の意義というものをちょっともう一度確認したいと思います。

(環境経済部長)確かに先ほども申し上げさせてもらいましたけれども、中央地区の都市再生整備計画、この川里の中心地でいろんなコミュニティーを育むことができるような、そしていろんな運動もあったり、健康増進もあったり、また地域活動、そういったものにも、いろいろ多方面に、多機能にこの施設があるという、現にそういったことが培われてありますので、そういったことを踏まえながら将来に対してどのような形でここは存在していくか、使っていくかというものを企画部のほうと十分議論をしていきたいというふうに考えます。

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第55号 平成28年度鴻巣市一般会計補正予算 (第1号) のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時42分)

 $\Diamond$ 

(開議 午前10時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議請第4号 所得税法第56条の見直しを求める請願書について紹介議員の説明を求めます。

(菅野)説明をさせていただきます。

多くは、書いてありますし、今回請願するのは初めてでもありませんので、簡単に説明をさせていただきます。そもそもこの法律がいつできたかというと、今度勉強してびっくりしたこと、明治20年の所得税法の家族と同居する者は全て戸主の所得に合算するものとするということで制定されたのが戦前の拡張的な制度のもとで続いてきましたけれども、今日の日本国憲法では、24条でもうたわれていますように、24条の2では配偶者の選択や財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に

関するその他の事項に関しては、法律は個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならないとされているわけです。そして、戦後税の民主化でシャウプ勧告が1949年に行われましたけれども、このときにも拡張的な1世帯合算課税の多くは個人単位の課税にするようにと改めてきたわけですけれども、しかしこのとき個人事業者に関しては民主的な家族制度が十分に定着していないということを理由にさらに制限措置が残されてきたというのが今日の実態であるわけです。

それで、私もこのことを言いましたら周りから、では青色申告にすればいいのではないのという声を聞いたりしましたけれども、昔は青色申告だと幾つかの義務がある分、特典があったわけですけれども、その多くが記帳するということで、しかし2014年の1月からは全ての事業者の記帳が義務づけられていますので、ですから要するに正確な申告の徹底が必要ということで記帳で差異があったわけですけれども、それはもう認められない、差別だという理由に今はなっているということです。

それと、最終的に、では一番困るのは何なのかってお聞きしますと、まず労災に入れないということなのです、事業主でなければ。労災に入れないというのは、これは一人親方が何人もいるという形にしてでなければ入れないということ、あとローンが組めないと。これもまた経済的に大変な制裁であると思うのです。では、どうするのかといえば、奥さんが組めないのなら、旦那さんは事業主ですから、例えば生きていれば自分の親の名前でローンを組むとか、そういうことまでしなければならないということだということ。

それから、女性差別撤廃委員会でもこのことに関して、農山漁村の女性について、2015年に所得税法が個人事業者や農業事業者の配偶者や家族の所得を必要経費として認めておらず、女性の経済的自立を妨げていると、家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するため、家族経営における女性の労働を認めるよう、所得税法の見直しを検討することを求めているということを女性差別撤廃委員会は、2016年3月7日、こうした助言もされているわけです。商工業の事業者の力で日本の産業が発展しているということは、2010年6月の中小企業憲章を制定し

たときに、中小企業は経済を牽引する力であり、社会の主役と明確に位置づけているわけですので、とりわけ家族経営は地域社会の安定をもたらすと積極的に評価しているものですので、この請願の採択をお願いしたいと思います。上尾、桶川、北本、伊奈、近隣の自治体は全て採択されておりますので、多分前に私は採択のお願いをしたこともありますので、今回何回目かの請願になると思いますので、慎重審議の上、採択いただきますようお願いいたします。

以上です。

(委員長)以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(大塚)本来ですと、紹介議員という立場でなければ菅野委員も質問する側にいるわけですけれども、内々ですけれども、わかりやすく何点かだけ伺います。

まず、1点目、鴻巣の議会においては、先ほど菅野委員も触れられたように、前回1度似たようなものを出していると。これは平成21年の6月の議会だったと思いますが、そのときは廃止を求めるというストレートな部分で表現がされていると思いますが、21年ですから、もう7年経過をしているわけです。この7年間の時間経過の中で廃止から見直した変わっているのかなと私は理解しておりますが、そこらにこちょっと調べましたら、21年の6月の定例会の中では、菅野委員も賛成お論をされているのです。ですから、時代の背景も7年たてば当然変わる部分もありますので、この7年間の中でどのようなことが起きて、それに対して菅野委員はどのような思いで今回に至ったのか。もし何かその変化等がわかればお伺いをしたいのですが、いかがでしょうか。

(菅野) 先ほど述べましたけれども、いわゆる申告を全員にさせるようになったわけです。要するに正確な申告の徹底が必要だということで、白色の場合はしないで済んでいたわけですから。記帳を全部することになったということ自体は、やはり営業を行う上で同じであると思います。 差異は、なくなったと思うのです。あとは、国連の女性差別撤廃委員会 からも指摘をされていて、この文書は麻生氏が財務大臣だったときにちゃんと記帳しているのです、認めて。対応しなければいけないということで記帳もしているわけで、もう時期は熟していると思うのです。 以上です。

(大塚) 今答弁の中で、国の動きも一部触れられておりましたが、最近 の話として、国で具体的に議論といいますか、争点に上げられたような その事例についておわかりであればお伺いいたします。最近の部分で結 構です。

(菅野)ことしの3月16日の衆議院財務金融委員会というのがありまし て、日本共産党の宮本委員がここに参加をしておりまして、ここで所得 税 法 56条 の 問 題 を 取 り 上 げ て い る の で す 。 先 週 国 連 の 女 性 差 別 撤 廃 委 員 会から出た最終見解で見直しが提起されていると。そして、英語を彼が 翻訳しているわけですけれども、不十分な訳なのですけれども、委員会 は所得税法が自営業者や農業従事者の配偶者や家族の所得を必要経費と 認めていないと、女性の経済的自立を事実上妨げていることを懸念する、 委員会は締約国に対し、女性の経済的エンパワーメント、自立ですね、 これ を 促 進 す る よ う に 、 家 族 経 営 に お け る 女 性 の 労 働 を 認 め る よ う 、 所 得 税 の 見 直 し を 検 討 す る よ う 求 め て い る も の が 出 さ れ た と 。 内 閣 府 に 伺 いますけれども、この最終見解というものにどういうふうに対応するべ きとお考えですかと聞いているんです。そうすると、高木大臣政務官が 宮本委員にお答えしますと、昨年10月の男女差別撤廃委員会の最終見解 は、昨年の12月に閣議決定をした第4次男女共同参画基本計画において 内閣府に設置された男女共同参画会議が各府、省に対応方針の報告を求 めて、必要な取り組み等を政府に対して申請することとされていると、 したがってまずは男女共同参画会議において必要な調査、審議を行って いただきたいと考えていますと。そうすると、宮本委員が同じ計画の中 で 積 極 的 遵 守 の 観 点 か ら と い う ふ う に 書 か れ て い る け れ ど も 、 第 4 次 男 女共同参画基本計画でも盛り込まれている自営業者の項目でこういう文 言 が あ る と 。 商 工 業 者 の 自 営 業 に お け る 家 族 従 業 員 の 実 態 を 踏 ま え 、 女 性 が 家 族 従 業 者 と し て 果 た し て い る 役 割 は 適 切 に 評 価 さ れ る よ う 、 税 制

等の各種制度のあり方を検討するという文言、これは麻生大臣も署名された閣議決定だそうです。男女共同参画基本計画の中にも書いております。これは、内閣府に確認しますけれども、ここで言われている説明、いわゆる所得税法56条の改定も含むという、それでいいのですねと聞いているわけです。そうすると、大岡大臣政務官という方がこの間大変熱心に取り組んでおられまして、お話を伺ったところだと。ですから、所得税法第56条に含まれるというふうに考えておりますというふうに述べているのです。ですから、国会ではことしの3月にそういう論議がされているということです。

(大塚) わかりました。ちょっと目先を変えて別の話で伺いたいことが 1点あります。今回の請願者でありますが、桶川、北本という2つの市 の名前が入っております。私ども鴻巣市民とすると、いわゆる県央エリ アの仲間といいますか、同じ地域というふうに見えてくるわけですけれ ども、これはもしおわかりになればですけれども、なぜここに鴻巣が入 ってこないのか、何か理由ってあるのでしょうか。おわかりになれば伺 います。

(菅野) なぜ入ってこないかわかりませんけれども、私が昔から活動しているときから名前はこれで、鴻巣の会員さんももともと入っています。もともと、一々名前言わない、民商と言っていましたから、あれですけれども、人数を今回確認しましたら桶川が約50人、北本が一番多くて90人で、鴻巣が50人ぐらいで、ですから全体で190人ぐらいということです。私は、民商の会員ではないので、よくわかりませんけれども、もしかして、もしかしてその人数からいって桶川、北本が先でこういう名前で、その後鴻巣は組織が大きくなって加入したというのがあるのかもしれませんけれども、もともとは鴻巣という名前があってなかったのではなくて、こういう名前で、人数的には今そういうふうにお聞きしています。(大塚)今伺ったら人数もお答えいただいたので、冒頭の話の中で桶川市、北本市の2市においてはそれらも含めて採択をされているということです。採択をされた期日、桶川、北本、もしおわかりになればお伺いいたします。

(菅野) 期日はわかりません。いつかというのはわかりません。2015年 5月1日現在、384自治体が採択しているわけですけれども、それぞれの 自治体ではいつかというのはちょっと資料にありません。

(大塚) 私もちょっと一部知り合いを含めて確認をしたのですが、桶川市の場合は、おそらく議員提出議案か何かで、最終的には議員提出ですので、多くの議員の賛同があって多分採択というふうに聞いているのです。これらの年数も当然きのう、きょうの話ではないとは思います。北本の部分がちょっとわからないので、もしわかればなと思って伺ったのですが、採択をされている日にちがもしわかればと思いますが、わからなければ結構です。何かわかる手段があればですが、いかがですか。

(菅野)民商の事務局の方が傍聴に来ていますので、今お聞きすればす ぐわかりますので、休憩にしてもらっていいですか。

(委員長)では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時15分)

 $\Diamond$ 

(開議 午前10時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 北本市議会は、24年9月に採択がされました。採択されているのです、北本。桶川は24年9月に、北本は請願です。桶川は、24年9月、同じように意見書で採択されています。

(委員長) 菅野さん、もう一度、北本も採択ですか。

(菅野) 北本採択。最初廃止ということで不採択だったけれども、その後9月議会で採択がされています。見直しを求める意見に変えたんです。 それで、採択になっているそうです。それで、上尾についてはわかりません。

(大塚) しつこいようですが、確認をしますが、桶川が採択をされた請願の内容ですが、廃止を求める意見書の提出について採択でよろしいのかどうなのか。北本については、菅野委員の発言の中で、廃止なのか見直しなのかが何回も出てきているので、桶川はどうで北本はどうか、その点を確認のため、もう一度発言お願いします。

(菅野) 桶川は意見書で出ています、請願ではなくて。意見書なのです、桶川は。それから、北本は廃止だったけれども、今回鴻巣と同じように見直しを求める請願という言葉で出して採択されているということだそうです。

(大塚) しつこいようですけれども、桶川は廃止ですか、見直しですか。 その中身についてわかればお伺いします。

(菅野) わからない。向こうに聞かないとわからない、これは。廃止か 見直しか。では、休憩でもう一回聞きます。

(委員長) では、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時37分)

 $\Diamond$ 

(開議 午前10時45分)

(委員長)では、休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 北本の市議会ですけれども、24年9月議会に廃止を求める請願というのが不採択になって、12月議会に議員提案で今回出している請願と同じような内容で、見直しを求めるということで意見書が出されています。桶川市議会は、9月議会で見直しを求める意見書が議員提案で採択をされています。

以上です。

(大塚) よくわかりました。今のものが他の資料の中でどうかなというような疑問点が実はありまして、感じていました。というのは、事務局から送っていただいた色刷りのリーフレットなのですけれども、この一番後ろの面に、全国に広がっていますよという表現の中で、廃止の意見書を採択したというふうに書いてあるのです。しつこいようですけれども、聞いたのは、廃止の意見書ですか、それとも見直しも含めてですかねというのが知りたかったので、伺いました。これについては、多分他の委員さんも見ているので、私はこれに載っていることがどうのこうのというのはあえて質問はしません。

最後に1点だけ伺います。今回所得税法に関する部分でいうと、条文でいうと56条と57条が微妙に関連性があると。これは、多分菅野議員も理

解はされていると思います。一般的な解釈については、法律ですので、本来法律ですから、1つの解釈しかないはずなんですが、いわゆる今回の56条に関していうと全国的にも賛否両論まだ残っているわけで、今回請願という形で見直しをすべきというのが趣旨というのは理解をしています。

最後に1点だけ伺いたいのですが、56条及び57条、ちょっとうろ覚えで発言すると申しわけないので、一部読みますが、56条については事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例、57条については事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等というのが条文の頭に出ています。これは、読めるとおりでいいかと思いますが、菅野委員に1点伺いたいのは、56条と57条は非常に密接な近さというか、関係があると私は思っているのですが、56条と57条そのものについて自分ではこういうふうに理解をしているという、自分の理解があればその点を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(菅野) 57条についてまでは、正確にわかりません。56条については、 資料を見て書いて今勉強していますけれども、57条については資料にないですので、わかりませんけれども、専従する家族かという言葉の違いだと思うのです。56条は、家族はだめだと。でも、57条は専従する人はいいということですから、人権の問題が違うと思います。これが明治20年にできたという拡張的な制度というのはここにあるのだと思うのです。専従するというのは、自分の責任で事業をするということですから、経営者も同じ立場になると思うのです、妻であっても。ですから、そこら辺が違うのではないかなと思いますけれども、法的にどうかというのは文面でどういう解釈でこうなったとまではよくはわかりません。

(大塚) 私もプロではないので、プロでないという言い方をすると逃げているように聞こえるかもしれませんが、56条と57条というのは、いわゆる白色と言われる部分と青色と言われる部分に直接かかわってくる条文かなと思っているのです。今回56条の見直しということで件名が出ておりますが、日本の税制って複雑で簡単には理解しづらいところがいっぱいあると思うのです。56条の見直しをすべきというのは、恐らく56条

にかかわる部分、いわゆる所得税法全般、三十何条かがまず冒頭に出てくるのですけれども、それを含めて本来はトータルで見直しをするというのが実務としてはやるべきかなとちょっと思っているのです。私は、小さいですけれども、製造業にかかわる会社に関与しています。もう古いのですけれども、昭和42年からやっているのですけれども、俗に言う決算申告するときの表紙は青い紙なので、青なのです。正直言うと青はメリットが多いのか少ないのか、白がいいのか悪いのかは、両方経験がないので、わからないのですけれども、恐らく56条、57条というのはそういった簡単な仕分けの仕方、あるいはトータルでも見たときにかなり関連性が深いのかなと思ったので、その点を伺いました。もし、今私は56、57はつながりがあるように感じるのですが、あえて何かあれば伺って最後にしたいと思います。

(菅野) 白色と青色のこと、先ほどのときも言いましたけれども、青色 申 告 を 選 択 し た 場 合 に は 、 57条 に よ っ て 特 典 の 一 つ と し て 給 料 を 必 要 経 費として認められるということがあるわけです。ですから、特典によっ て 格 差 を 設 け た 課 税 当 局 の 狙 い が 、 要 す る に 帳 簿 書 類 を 基 礎 と し た 正 確 な申告を徹底させるということだったわけです。奥さんに幾らやったら いいかわからない、途中で子ども見に行ったりお使いに言っているので はないかと、そういうことだったわけですけれども、でも2014年1月か ら 白 色 で あ ろ う が 青 色 で あ ろ う が 家 族 の 働 き 分 を 必 要 経 費 と い う こ と で 全部記帳することになったわけですから、この差は本来もう関係なくな っているということだと思うのです。ここでいうのには、先ほども言い ましたけれども、憲法14条のもとで法のもとに平等だと。14条を見ます と、法のもとに平等であって、人種、信条、性別、社会的身分、または 門 地 に よ り 政 治 的 、 経 済 的 、 社 会 的 関 係 に お い て 差 別 さ れ な い と な っ て いるわけですから、申告形態にかかわらず家族一人一人の働き分は必要 経費だと認めるべきだと、56条は廃止して見直すなりして57条と一体に すべきだというふうに私は思っています。

(羽鳥)では、私のほうからも簡単に質疑をさせていただきます。 先ほどの質疑と冒頭重なってしまうのですが、やはり所得税の申告につ いては青色と白色と2種類あるわけなのですが、紹介議員のほうはどうも青色のほうを好んでいないのかなと思っておるのですが、この青色申告と白色申告をどのように紹介議員は捉え、違いを強く主張されているのかをお聞きいたします。

( 菅 野 ) 56条 で 言 っ て い る の は 、 企 業 と 家 計 が 分 離 さ れ て い な い と い う ことを言っているわけです。 奥さんの所得は86万しか認めないってもう 決めてしまっているのですから。この範囲で認めているということは、 100万働いていても認めていないということです。でも、青色の場合は申 告をするわけですから、100万でも認めるということです。そのする、し ない理由が要するにちゃんと記帳しないとわからないよと言って、今度 は全部記帳するようになったわけです、青色であろうが白色であろうが。 だから、差別はないのだから見直すべきだと。それで、例えばちゃんと 申告していれば86万という額は、例えば交通事故か何かで補償される場 合、86万を12で割るのですって。では、月7万円です。それを30日で割 るのですって。すると2,330円。1日2,300円しか補償されないのですっ て。でも、一般の民間の保険で、今民間の保険で交通事故か何かで入院 したと。家事従事者、主婦ですね、これは1日5,700円だそうです、民間 の保険は。ですから、86万というくくりがあるために、民間の家事従事 者よりも半分以下、2,300円だということなのです。ですから、その86万 というくくりはやめるべきでしょうということを言っているのです。差 別ではないですかと言っているのです。

(羽鳥) 私のわかる範囲なのですが、青色申告においては専従者控除、これは配偶者においても親族にしても給与として認められ、全額経費として認められているわけです。その現行の方式をあえて使わないのかなと疑念が生じてしまうわけです。青色申告をすれば、正直非常に申告は複雑な部分もあるというのは私も理解しておるのですが、控除においても、また減価償却においても、先ほど言った専従者控除においてもメリットがあるわけです。それを適切に使っていくのが今の現行法においてはいいのではないかというふうに私は理解しておったのですが、その点についてはいかがお考えかをお聞きいたします。

(菅野)何で青色申告使わないのだと、使えばいいではないかということだと思いますけれども、青色申告というのは税務署長が条件つきで、一部経費を認める特典で幾つかの義務が課されると思います。しかし、税務署長の裁量で取り消されることもあるということなのです。申告の仕方によって家族一人一人の働き方を認めたとはその点言えないと。第一申告の仕方によって実際の家族の働きを否定することは、また法のもとの平等という憲法に違反しているのではないかと。同じ立場なのに、片一方は申告すればこうだ、申告しないとこうだよと、86万以下というのは法のもとの平等でおかしいのではないかと言っているのです。金額を決められてしまっているわけです、56条で。57条だって自由に申告できるわけですから。

(羽鳥) 私もちょっといろいろと勉強させてもらったのですが、やはり 以前の白色申告を使われている方は、帳簿とか全く管理がしづらかった らしいのです。もっと言ったら、厄介でなかなか管理できなかったと、 そ う い う 形 の 方 が 多 か っ た の は 私 も 聞 い て お り ま す 。 ま た 、 青 色 申 告 に おいては簡易簿記と、あと複式簿記が入ってしまうので、なかなか普通 の素人の方では手が出せなかったのが以前はあったわけなのですが、今 紹介議員のほうからもお話があったように、2014年から白色のほうも記 帳義務が出てきたということとともに、青白申告の申告の仕方も今非常 に簡単なソフトが入ってきまして、月1,000円ぐらいのコストでそのソフ トが使えるという状況になっています。税務申告する上において、今パ ソコンが使えないよというのはなかなかちょっと言いわけにもならない ような時代になってきました。そういう点においては、しっかりと毎月 毎月パソコンの簡単なソフトで、幾つも種類ありますので、そちらで管 理 を し て 青 色 申 告 を さ れ る の が 今 の 現 行 法 に お い て は 非 常 に 適 切 で は な いか、ベストではないかというふうに私は考えておるのですが、その点 について紹介議員のほうはどうお考えかをお聞きいたします。

(菅野) 私も毎年、民商の会員ではないですけれども、所得を申告しています。パソコン使えないので、全部そろえて税務署へ行って、パソコンに打ち込んでくれるのです、お兄さん、お姉さんが。打ち込んでくれ

る数字を確認してやっています。ですから、そのほうが間違いがなくていいのです。鉛筆なめなめあれに書くと間違うのです、入れるべきものに入れなかったりして。ですから、税制の申告の仕方はその人その人による、それはやっぱり自由だと思うのです。パソコンでなくてはだめというのではないのだと思うのです。小さい商売の人は、もしかして手書きの人もいると思うのです。みんながパソコンとは限らないです。ですから、申告の仕方は個人の自由だと思います。ですから、全員が正確な申告の徹底のためにということで、要するに金銭の出納をきっちり書くという記帳義務が課されているわけですから、条件については同じだと思います。パソコン使う、使わないは個人の自由ですから。

(羽鳥)私は、紹介議員のほうは、本来配偶者は年に86万、それ以外の家族は50万の控除がされるのみだと、これは不公平だというふうに理解したわけです。それは、青色申告のほうでやれば全額経費として認められるという点においてクリアできるわけです。そこの点について、おざなりにされているように聞こえてしまうのです。ですから、現行法でも適切な方法はありますよというのが今私がお聞きしていて思う感覚なのですが、その点について紹介議員のほうはどうお考えかを改めてお聞きをいたします。

(菅野) この請願の趣旨は、86万と50万というその金額の上限を見直してくださいということです。ですから、言い分はそれが申告の仕方によって変わるというのはおかしいのではないかと、申告の仕方を選ぶ自由はあるわけですから、どの申告をしても平等な税の配分にしていたださたいということを言っているのだと思うのです。青色申告すれば得なのに、何で白色でしているのだということではないのだと思うのです。同じ収入なら、どのような形で申告しても、申告方法を選ぶのは国民の自由ですから、同じ税率なり同じ制度にしてくださいよということを言っているのだと思うのです。それは聞きました、私も。同じ会派のところに個人で事業をやっている方がいますので、いろいろあるよとは聞きているのだと思うのです。それは聞きました、私も、同じ会派のところに個人で事業をやっている方がいますので、そういうのではないと

思うのです。ですから、国会でも見直すよというふうに言われているわけですから。

(羽鳥) それでは、なかなか見解の相違があるものですから、最後にもう一度確認でお聞きするのですが、青色申告、確かに複式簿記が入ってしまうために非常に入り口としては入りづらい、これは私もよく感じております。ただ、その上において、先ほども申したように専従者控除は全額経費として認められる。その上でほかに控除のほうでも10万から65万の控除があります。そのほかにも減価償却、年30万未満の一括経費が認められている、そういうメリットがあるのをなぜ利用されないのかなというところが私の疑念なのです。そこについて、最後にもう一度確認を含めましてお聞きをさせていただきます。なぜそちらのほうを今使われないのか、なぜそれを認めていただけないのかということについてお聞きをいたします。

(菅野)もう一度言いますけれども、青白申告は税務署長がいろんな条件つきで一部経費を認める特典で、それで幾つかの義務が課されるわけですけれども、税務署長の裁量で取り消されることもあると。それで、ですから家族一人一人の働き分を認めたものとは言えないと。そして、最終的には申告の仕方によって実際の家族の働きを否定するということ、申告の仕方によってですよ、実際に家族が働いているのを否定することは、憲法14条の全て国民は法のもとに平等であって、政治的、経済的、または社会的関係において差別されないという理念に反するのではないかと。申告にかかわらず、家族一人一人の働き分は必要経費と認めてくださいと、そういうことなのです。申告によって変えるべきではないということを言いたいわけです。

(金子) 今回のは、所得税法の第56条の表題にありますように見直しを 求めるということで、見直しということであります。何か以前、平成21年 のときには廃止という言葉でございましたけれども、今回はこのとおり 見直しということでよろしいわけでしょうか。

(菅野) そうです。

(金子) それで、今紹介議員のほうから趣旨ということで、金額のアッ

プということ、それが要旨ということでありますけれども、その中で女性差別というふうなことが理由づけとしても見受けられるのではないかということでありますけれども、この金額的なものということで考えますと、ちょっと参考なのですけれども、幾らぐらいとかというのはあるのですか、金額的に。

(菅野) それは、人によって仕事の内容も違うし、金額も違うと思うので、その人がこれだと申告する金額を認めてくださいということです、86万と50万で決めないでそこを見直してくださいと。要するに必要な経費はきちんと申告すればそれを認めてくださいということを言っているわけです。幾らというのは言っていません。

(金子)というと、幾らというのは金額的に出さないということですけれども、先ほどのお話の流れの中でも56条と57条のような関係を見ていと、国の方針では、56条にもいい点もあるし、57条にも確かに変えていい点もあると。57条について、国のほうでは変えたほうがいいのではないかというような流れがちょっとあるのかなと思うのですけれども、その中で先ほど言ったように56条の中でもやっぱりグレーの部分があって、これがこっちのほうがいいよということで使い分けている方もおいるのかなと思うのですけれども、その点、先ほど記帳ということでお話がありましたけれども、記帳の内容というのは56条も57条も税務署へ申というときに全く同じなのでしょうか。それともやはり簡易型の記帳ということで56条については認められていて、57条になるとこれではだめだよと、もう少し詳しいものをということで突っ返されるのかどうか、いろあるかと思うのですけれども、そういう点ちょっとお聞きしたいのですけれども。

(菅野) そんな詳しいことまでわかりませんけれども、でもどちらにしろ白色申告の場合は86万以上というのは認められないということですから、差はあります。ですから、必要な経費は必要と認めてくださいという、87万かかったら87万かかっているわけですから、記帳義務があるということは記帳の根拠になる領収書なり納付書なり、そういうのだってきちんとつけるわけです、普通。勝手に書くわけではないと思うのです。

ですから、86万、50万で昔からのように、要するにお父さんのもとで附属して仕事を補っているのだという、そこを見直してくださいということです。

(金子)わかりました。その中で金額的なことが今回主目的であるというふうに考えて、その理由づけとして女性差別とか、そういう理由づけもありますけれども、何か前に資料的なものをちょっと勉強しましたら、憲法の14条の1項については、判例としては、56条については57条で補足しているので、法のもとには平等ではないかというふうに私は解釈したのですけれども、この点の解釈の仕方が紹介議員についてはちょっと不十分であるというふうに判断されておるのかどうかお聞きしたいのですけれども。

(菅野)何回も言っているけれども、56条という、あれではないです。だって、86万と50万と金額で抑えられてしまっているわけですから。ですから、一般の主婦の家族補償より、民間の保険から来るのが5,700円が2,300円、そういうことにつながるわけです、金額の上限があるということは。主婦より保険の補償が少ないというのは、これはやっぱり86万という数字があるからです。そこは、やっぱり本人の申請した数字に青色と同じようにやってくださいということです。

(金子) ちょっと素人的な発言になりますけれども、経営者が女性で配偶者が男性ということになりますと、女性差別というのが男性差別とか、だからこれは配偶者、だから女性差別という、何かその言い方が私はちょっとどうなのかなと思うのですけれども、だから配偶者差別になるのかなと、どうなのかなと思うのですけれども、ちょっと意見というか、考え方をお聞きしたいのですけれども。

(菅野) それは、女性で担っている人も今はいますけれども、何せ明治20年からできてきたのが根本になっているというのがあるわけですから、明治20年は女はいわゆる男の添え物という感じで、そういう感じで人権が認められたと思いませんので。ですから、女性差別撤廃委員会というのは、これは国際的な活動をしているものなのです。ここから言われているわけです。今は、男性で女性の扶養家族になっている人もある

と思いますけれども、その点は認めますけれども。

(金子)女性のほうがどんどん社会に進出してもらって、お互い平等な経営の仕方というか、生活の仕方ができればなとは思うのですけれども、ちょっとこれ意見というか、質問にはなっていないですけれども。あと最後に、私も資料的なものをいただきまして、この業者婦人の働きを認めない差別的税制ということで、やはり一番最後のところに自治体に広がる所得税法56条の廃止の声ということで、この次の文章のところで所得税法第56条の廃止の意見書を採択したということになっていますけれども、こちらは先ほどのお話の中ではちょっと内容的なもの、文章的なものが廃止等ということで、私もストレートに廃止ということで、あと請願で全部……認めたのかなというふうな解釈の仕方というか、理解の仕方を初めはしたのですけれども、きょうの話の中では、いろいるな流れがあって廃止等と、見直しを求める意見書とか、そういうな流れがあって廃止等と、見直しを求める意見書とか、そういちな流れがあるようですので、この点はちょっと正しい理解をしてもらいた

#### (菅野) 質問。

いと思うのですけれども。ということで。

(金子)紹介議員にも同じものが送られてきているかなと思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

(菅野)表題が廃止の声になっていますけれども、この請願自身は見直しを求めると。見直しのその理由、見直しの根拠は何ですかというのは、廃止を適正に評価されるよう見直しを要望する意見書を提出してくださいといいますけれども、その大もとは廃止をしていただきたいということです。ですから、全部が確かに見直しになっているけれども、この請願の趣旨からそっくり離れたものにはなっていないと思うのです。廃止ではなかなか通らないよね、各政党間のあれで。だって、廃止で出してだめで見直しで出ていると言いますけれども、本旨は最終的にはこれを廃止してもらわないと見直しにならないわけです、続いたままでは。ですから、言葉上のことであると思うので、この請願の趣旨が損なわれるということではないと思います。

(加藤) 私からも幾つかご質問させていただきたいと思います。

他の委員のお話を聞いて、逆にその答弁から、ううん、これはどう考えればいいのかって迷う部分も逆に出てきてしまっているところなので、 きょう税の関係の方もいらっしゃいますので、ちょっと確認も含めてさ せていただきたいと思っております。

先ほど56条、そして57条、私の中では、先ほど羽鳥委員さんのほうがお っしゃったその連携といいますか、そこがある意味連動しながら議論し ないと、やっぱり本質の解決にならないのではないかなというふうに個 人的には思っております。その中で、税のほうで56条のほうが白色申告 だと。白色申告の中では、例えば家族の中で、ご夫婦でやっている、そ して息子さんがいらっしゃるというような関係の中では、給与のほうが、 収支のほうをつけながらも、それがある程度簡易的な、ちょっと表現は 悪 い で す け れ ど も 、 本 当 に 簡 易 的 な も の だ っ た と き に 、 白 色 申 告 者 の 中 では2つの選択肢があるのではないかなと今聞きながら思ったのです。 それは、配偶者控除や配偶者特別控除を選択し、あるいはお子さんにお い て は 扶 養 控 除 を 選 択 す る と い う 選 択 肢 、 も う 一 つ は 今 議 論 と な っ て お ります専従者控除をとれると、その選択肢があるのかなと思って、その 選択肢においては現況の中で、まさに今私が言った選択肢という概念で よろしいのか、それとも、いやいや、選択肢ではないですよと、多少な りとも出しているのであれば配偶者控除とか配偶者特別控除でやらなく てはいけないのですよと、その辺の実態がわかれば、いや、白色のほう で も そ う い っ た 恩 恵 が 現 状 の 個 人 事 業 者 様 の ほ う に も あ る の か な と い う ふうに話を聞いていたら思ったものですから、ちょっとそれを執行部の ほうに、現状としてそういうのは選択肢としてあるという考え方でよろ しいのかをまず最初に確認させていただきたいと思っています。

(市民税課長)お答えいたします。

白色申告の場合には、その場で適正な申告をする場合に、専従者控除を 選択するか扶養控除を選択するかはそのときの選択でございます。

(加藤) そうしますと、選択肢としてあるのですね。また、今度は青色 申告のほう、57条のほうは別の話だというご見解もあろうかと思うので すけれども、青色のほうは逆に言うと、給与がこのぐらい出しているけ れども、こっちは控除ではなくて専従者給与ということでよろしいので すよね。だから、白色との選択肢とは違う概念ということでよろしいで しょうか。

(市民税課長) 青色申告の場合には、税務署へ届けた専従者給与の金額を限度として支払う形になっておりますので、届け出制になっております。

以上です。

(加藤) はい、わかりました。

それでは、先ほど菅野委員さんのほうでおっしゃっていたので、これも執行部のほうでわかればで結構なのですけれども、気になった発言が 1 つ、税務署長の裁量で取り消されるということで、私は署長というのは個ですけれども、組織でもあろうかと思うので、一定のルールがないと、メルクマールがないとやっぱり恣意的にいってしまうようなリスクあるので、そもそも裁量という言葉ではありましたけれども、一定のルールがあるのかなと思っているのですけれども、その基準なりというのはあるのか、いやいや、ないですわということなのかというのが、青色申告を市のほうでは受けないのかなと思うので、わからないかもしれないのですけれども、もし情報としてありましたらお答えいただければと思います。

(市民税課長)大変申しわけないのですが、青色申告の受け付け事務は 市の申告の中ではお受けしておりませんので、届け出をどのような形で 否認しているかというのは、市のほうでははかり知れません。申しわけ ありません。

(加藤) それと、これも先ほどの意見交換の中からちょっと自分の中で疑問だったのですけれども、やはり56条を廃止を基本とした感じの見直しというのがおっしゃっていただいている論調だと思うのです。そうなるとなのですけれども、白の方でいろいろな扶養と専従者控除の比較の中で、あっ、こちらのほうが優位だよねと、表現としていいかどうかわからないですが、優位だよねという選択肢もある部分が、もしかして56条の廃止というものの中で、いや、それ廃止されてしまうと、ううんと思

ってしまう方もいるのではないかなと私は感じたのです。もちろん私の 感じ方なのですけれども。

それと、そこのところについて菅野委員のほうでは、選択肢がなくなってしまうリスクみたいので、私は逆に言うと申告者に対して、えっというふうに思わせてしまうところがあるのかなと感じたのですけれども、そこ何かご意見があればお伺いしたいと思います。

(菅野) 所得税法56条では、事業主の配偶者とその親族が事業に従事し たときも対価の支払いは必要経費に算入しないという条文趣旨が入って いるのです、56条では。ですから、86万までは認めていますけれども、 必要経費として必要な額が認めていられないという、配偶者86万、配偶 者 以 外 の 家 族 50万 の 控 除 の み で 、 こ れ は 年 間 86万 と い う の は 、 例 え ば 何 日働いているかもありますけれども、いわゆる今日の労働の中では最低 賃 金 に も 達 し て い な い し 、 56条 、 白 色 で あ る 限 り 社 会 的 な 保 障 や 行 政 の 手続などで障がいが起こると、たしか先ほど言いましたけれども、ロー ン も 組 め な い と か 、 事 故 が あ っ た 場 合 、 く れ る 補 償 が 普 通 の 主 婦 の 補 償 の半分以下であるとか、そういうことを言いました。労災にももちろん、 扶養になって、事業主でなければ入れないと、こういうことがあるとい うことを言いました。先ほども言っておりますように、全て青色も白色 も記帳がちゃんと義務づけられてしまったわけですから、この差はもう 撤廃すべきだということなのです。必要な経費は必要なものとしてちゃ んと認めて、要するに控除されるべきものは控除されるものとして56条 を廃止してほしいということだと思います。何か何回も同じこと言って わからなくなってしまった。

(加藤) 多分そこのところは国のほうが、これ56条は特例で、給与という位置づけではなくて控除と、現状ではそうなっているところの違いかなというふうには今話を聞きながら……

(そうですの声あり)

(加藤) そうですね、経費ということで。それで、先ほどの私の意味合いとしましては、いや、ちょっと今の状況の中で、扶養が何人いるほうが、いろんなことありますよね。 税の申告に基づいて扶養がうち何人い

ますわということが優位なときもいろんな制度の中であるかもしれないし、いやいや、専従者控除で86万なり50万なりとったほうが、決められていますけれども、それをとったほうが得だという選択肢があるのかなと聞いていて思ったもので、それについて確認の意味で聞いたところです。

では、次のお話というか、質問をさせていただきたいと思います。先ほど菅野委員さんのほうから憲法の話が出てまいりました。ちょっと間違っていたら恐縮です。24条あるいは14条というのがちょっと今の議論の中で出てまいりました。金子委員のほうもそれを出されましたけれども、これもわかっていればで結構です。もしくは執行部のほうでも結構です。それに対しての先ほど判例みたいなので、結論がちょっと私聞きそびれたのかどうかということで、それが56条及び57条の関係で何か判例、議論になっているものがあれば、それがどのレベルで議論になって、今はどこで終結しているのかというので、もし菅野委員のほうあるいは執行部のほうで、どちらでも結構ですけれども、わかれば参考までに聞きたいところです。

(委員長) 菅野委員、わかりますか。

(菅野) いや、わからない。もう先ほど言った範囲で、このことによって経済的な差別につながっているわけです。保険が来る分が変わるとか、ローンが組めないとか、そういうことも含めて、いわゆる経済的な自由が阻害されているということは、先ほどもさんざん述べてきたとおりです。それから、どういう制度を利用するかというのは個人の自由でですから、その点についても、憲法24条のもとでも本人の尊厳とでの本質的平等に立脚して制定しなければならないと、この点に集結さるのなおかしいでしょうと言っているのです。それに、政府も税金をからおおかしいでしょうと言っているのです。それに、政府も税金をからり取るために全員にもう厳しい記帳義務を課したわけ。義務ですから、まからいっても可能に立たないのではないかなと思うのです。

帳の義務というのが課されてしまいますと。2014年、2年前のことですから、だんだん厳しくなって、取るべきものは取るのですから、きっちり労働に見合った対価が納税者に行くような法に従った制度にすべきではないかなと思うわけです。明治時代を引きずるものではないと思います。

以上です。

(加藤) 執行部のほうでもし何か情報というか、判例等、現況がわかる 資料等あれば参考までに教えていただければと思います。

(市民部長) それでは、今の判例の関係でお答えをさせていただきます。 私のほうで存じている判例につきましては1つだけなのですけれども、 最高裁の判決が平成17年7月に出されている案件があります。主な概要 といたしましては、弁護士が自分の妻が別個独立事務所で税理士業務を 行っているということで、妻に対しまして税理士報酬を支払った案件で、 その夫である弁護士がその報酬に対しまして必要経費ということで算入 して税務申告をした案件がございます。これに対しまして税務署長が所 得税法第56条の規定を適用いたしまして、必要経費としては認められないということで更正処分を行った内容につきまして、この夫である弁護 士が不服ということで更正処分に対する訴訟を起こした案件がございます。 先ほど平成17年7月というお話をいたしましたけれども、最高裁判 決といたしましてはこの内容につきましては棄却というような内容になっております。

以上でございます。

(加藤) 現状で最高裁のところで棄却というのが最後の今の位置づけに なっているということでいいですね。確認の意味で、もう一回。

(市民部長) あくまで私が存じている内容なのですけれども、平成17年 7月の段階の最高裁判決で棄却という内容にはなっております。 以上でございます。

(加藤) それでは、最高裁の話からひとつ離れて、ちょっと私もこの請願出てから、短い期間だったのですけれども、いろいろ調べさせていただいて、税のこの辺にまつわること、そして個人事業者、中小事業者、

そしてまた法人とか、その辺のいろんなギャップがあるのだなというのが勉強でわかってきたところです。その中で、白色申告者があって青色申告、それどちらにおいても個人事業主なのかなと思っておりますけれども、何か調べたところによると、この部分が税制としては不合理なのではないかなという論評だと思いますけれども、私、中でも、調べてみるとはかにも減価償却の定率法、定額法ってあるではないですか。それ存じ上げていなかった。もう調べてわかりました。事業者にとって、税率のほうで減価償却が定率法がとれるほうが優位なとき、助かるときありますよね。それがとれなくなっているとか、あるいはこれは税法ではないかもしれないですけれども、中小の事業者あるいは個人の方が事業を息子さんとかに継承するときのそういった資産の継承の特典みたいなのがあるのですけれども、それも若干やっぱり違うわけです。

また、これは私見だと思っていただいて結構なのですけれども、少子高 齢化の時代で、国を挙げて少子化対策をしていかなければいけないとい う時代だと思います。その中で、扶養控除についてもちょっと金額が、 もっと子どもに対して特定扶養控除なるものがある世代の、お金のかか る世代でないとこれだけ取りませんわという話なのですけれども、いや いや、それはわかるけれども、ここの年齢のところでももうちょっと厚 くしないと少子化解決できないよねとか、いろんな疑問が出てくるわけ です。その中で、今回56条のところのみをターゲットというか、ポイン トにされると、57条との整合とか今までみなし法人課税なんかも廃止さ れていたということでいうと、56条のみの廃止あるいは廃止を主眼とし た見直しになったときに果たして思いどおりの形になるのかというとこ ろで、非常に疑問と心配な面を持っております。今申しましたいろいろ なもろもろのところが今後の税制改正の中でぜひ議論していただきたい なというふうにここ数時間の勉強の中で思ったのです。しかも、56条の ところは、先ほど私申したとおり、優位な点、これをとったほうが得で はないかという方もいらっしゃると思う中で、56条を廃止としてのみで いうと、えっ、そういう落としどころ、結論になってしまうのではない のと、変な結論になるのではないかなと思うので、できたら他の議会は他の議会で、市議会は選べばいいと思っているのですけれども、議員提案の見直しみたいなところもあるということがございました。やっぱりトータル的な、子育て世代であったり、中小、零細の個人事業者あたりの、今私申し上げましたようないろいるなところにスポットを当てたもので出すのもいいのではないかなと私は思っているのですけれども、なので、56条だけを云々でいうと思惑と違う結果になるリスクもあるしというふうなことをちょっと心配しておりますけれども、その辺感想を菅野委員さんのほう何かありましたらちょっと見解いただければなというふうに思っております。

(菅野)請願書に書いているのですけれども、るる述べてきましたけれ ども、結局青色申告と白色申告の間に差をつくる制度自体に矛盾が生じ ているというふうにやっぱり請願文にも書いているわけです。要するに 家族の従業者の人格、人権、労働を正当に評価して必要経費に認めてく ださいということですので、57条ではそれができるわけですけれども、 金額の制限がありませんから。ですから、それも含めてのこれは請願に なっているのだと思います。そこまでちゃんと請願文の中に入っている わけです。家族の人権を認めない所得税法56条は廃止すべきということ と、意見書上げてほしいと。それから、働き分を必要経費として本来世 界の国々では認めているわけですから、人権保障の立場で直してくださ いということで、そうした中で青色申告と白色申告の間で矛盾があるの ならその部分もあわせて、やはり1個ではないと思いますので、税務署 長が課す課題が幾つかあるというわけですから、きっちり納得いく方法 に変えていくべきであると思います。その前提は、まずは経済的に大変 対価が、差があるわけですから、そこを、56条を直していただきたいと いうのが趣旨であると思います。

(加藤)では、最後に1点だけお聞かせいただきたいと思います。 今いろいろお話をいただいていて、私先ほど述べました、調べている中 でいろんな再検討が必要な税制というのはあろうかなと思ったのです が、その部分はお答えがいただけなかったので、今はこちらだけという、 今出しているものでまずはやりたいというお気持ちなのかなと。私としては、いや、これいろいろあるなという思いがあったものですから、それをみんなで議論して、みんなの意見書というのもいいかなと個人的には思ったのですけれども、そこについてはまずはここからいきたいという趣旨でいいのだなと思います。

最後に、先ほど市民部長さんのほうから、17年7月ですか、最高裁の判例、まさに56条絡みの弁護士さんと奥さんが税理士さんなのですか、今のちょっと聞き取った話でいうと。その部分踏まえると、ちょっと気になっています。先ほど憲法の話が出てきたので、そこで憲法の判断というのがありますよね。それなので、今市民部長のお話があったことについて、56条についてをどうお考えなのか、最後にお聞かせいただければと思っております。

(菅野)本来税理士さんを56条で申請しているわけですよね、この弁護士さんは。そうすると、妻を認めないと、独立事務所でやっているから正当ないわゆる税理士の給与を払うのを認めないという処分があって、それが訴えが棄却されたということです。それは、この56条の中に配偶者86万という規定があるから。でも、多分税理士頼めば86万では、それ以上の額であったのだと思うのです。86万以内なら認めたと思うのですはれども。多分認めるでしょう、配偶者ですから。ですから、やはり見直しはすべきであるということにつながると思います。本来86万以上かかるべきものですから、妻だというだけでかからないというのは、それはおかしい。家族だというだけでかからないのはおかしいわけですから、これが国連が言う、所得税法の撤廃委員会から言われていることだと思うのです。それが如実に出たものであるというふうに私は思います。

(加藤)では、確認で、最高裁の判例、今一瞬でメモしたので、全文を見ているわけでもないので、多くは語れませんけれども、私どもがいろんなことを判断していくときに、いわゆる憲法の中で、裁判の途中であれば地方裁判所なのか、高等裁判所なのか、まだ高等であれば現状のところを参考にするし、最高裁が出ていると最高裁のところというのが、それを尊重しながら物事を考えていかなければいけないかなというのは

基本にあろうかと思います。そういう意味で菅野委員と今のやりとりの中では、ちょっとそれを聞いても頭の中で自分のほうで整理ができてはいないのですけれども、やはり最高裁の判定はそうだけれども、最高裁はこう言っているけれども、それはおかしいよねということですか、最後。

(菅野)何回も言いますけれども、きっちり記帳義務が課せられた時点で56条も57条も白色、青色も見直すべきであると思うのです。でもから、まだ56条で86万と50万の規定で全部訴えれば負けるわけです。ですから、56条まず見直して、それでさらに56条と57条で矛盾が生じているとりらのなら、生じているわけですから、このこと1つとっても。きっちりと労働に見合った賃金を出して、評価できるような税制に変えるべきであると思います。それを言っているのだと思います、今回の対価になっていないわけです。税理士の対価になっていないわけです。税理士の対価になっていないわけです。税理士の対価になっていないわけです。税理士の対価になっていないわけです。税理士の対価になっていないわけです。税理士の対価になっていないから、本来払うべきもにしないというので、本来払うべきもにしないというので、本来払うべきも、でも記帳義を課されて、取れるだけの税は国も取るというわけですから、何も制限をかけることはないと思うのです、きっちり法に従ってすればいいのですから。なぜ86万、50万という上限をつけるのかということです。

(加藤)委員の趣旨のほうは、こういったことだということにつきましては理解させていただきました。また、個人的にもいろんな課題が、税制の中で今行われているいろんな課題があるなというのは個人的にも別途あるので、やっぱり国のほうにはトータル的な面で議論を、あるいは検討してほしいなという、これは感想です。お答えなくていいですけれども、そんなふうに思いました。いろいろ細かく聞いてしまったのですけれども、ありがとうございました。

以上です。

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(大塚) 反対討論を申し上げますが、その前に質疑の冒頭、鴻巣が入っていないので、寂しいなという思いもあって組織の名称については伺いました。私どもは鴻巣市民であり、鴻巣市議会ですのでというのがあったので伺ったというのを初めにお話ししておきます。

それとは別に、冒頭申し上げたいことが1つあります。よそのまちがやっているからという単純な話、発想ではなくて、質問者、みんな思いは一緒だと思うのですけれども、所得税法の矛盾がかなり現存しているという現実、これについては当然のことながら国の法律でありますから、我々は遵守する義務があるわけです。そこで、守っているはずなのだけれども、今回の56条に関連した部分でいうと、白と言われる申告方式と青と言われる方式の中で矛盾が発生しているというのは私も感じました。その点について、桶川、北本、鴻巣を含む悩みを抱えている方がいらっしゃるという現実もわかりました。それについては、他の自治体でも取り上げたように、鴻巣でも当然議論に値するものだというのは感じています。それがまず1点。

今回の見直しを求める請願についてですが、私の質疑の中で56条のみならず関連する、少なくても次の条文の57条を含めて、その申告のあり方、誰が見ても平等でわかりやすい方式というのは当然検討に値するという意味も含めて質疑をしたつもりであります。今回こういう地域の皆さんの声があるというのは受けとめたと私は先ほど申し上げましたので、これを意見書として上げるからにはそれなりに、私たちは議会人ですので、もう少し調査をして深く掘り下げて、鴻巣の議会として自信を持って上げられる、提出できる意見書に私はつくりかえるべきかなと感じています。今回の請願の趣旨については、繰り返しになりますが、理解を応じています。したがって、今後それこそ鴻巣市議会において早いタイミングで我々議員みずからがみずからの課題として取り組んで、この意見書の取り扱いについて議論をしていく方向が望ましいなと思っていますの取り扱いについて議論をしていく、方向がを主したいうことは、このまま右から左に上げていく、それではなくて、もう少し練ったものを織り込

んで鴻巣市議会として全体で取り組むということで、方向性はそちらのほうがよりベターだろうなという判断の中であえて反対討論といたします。

以上です。

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議請第4号 所得税法第56条の見直しを求める請願書について、採択することに賛成委員の挙手を求めます。

(挙手少数)

(委員長) 挙手少数であります。

よって、議請第4号は不採択とすることに決定いたしました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時47分)

 $\Diamond$ 

(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、花プレゼント条例制定についての今後について、意見の交換 を行いたいと思います。

意見のある方、どうですか。金子さんから意見ありますか。

(意見ですかの声あり)

(委員長)はい、意見、質問、要望何でもいいです。

(金子) 花プレゼント条例の関係ですけれども、皆様ご承知のように、 5月の13日にそれに関する策定についての花卉産業の現状とこれからの ことということで、お話し合いということで鴻巣のフラワーセンターの ほうでやったわけですけれども、今後について具体的なものをこれから 提案して、私とすればやっぱり地域の活性化のためにも、地場産業推進 のためにも必要ではないかと。花だけに限ったものではないのですけれども、ほかのものもいろいろ産業が、鴻巣には地場産業あるかと思うのですけれども、まずやってみないとわからない点がありますので、条例を制定する方向で、今度は他の市とか県外とか、先進市を見ることも一つの参考になるかなと思いますので、今後も進めていけばということが私の感想ということで、意見ということでお願いしたいと思います。以上です。

(委員長) ありがとうございます。

次、では大塚さんお願いいたします。

(大塚) 本定例会の冒頭、初日ですか、委員長からも報告があった内容 についてでありますが、まだまだスタートをしたばっかりですから、ボ リューム的には足りないのかなと思います。今後必要なものということ であえて挙げれば、過日の5月の3人の方ですか、花にかかわる方々の 情報交換をしたということ、これについては今後もう少しボリュームを 持たせて、回数をふやすなりが必要かなと思っています。これが1つ。 それからもう一つ、早目に、条文自体は簡略でいいと思うのですが、ま ず条例制定に向けてスピード感持ってやって、いわゆる委員会提案とい うことで。問題は、ただ単にそういった条例をつくるだけが目的ではな く て 、 ど う や っ て 有 効 活 用 し て い く の か と い う の が 本 来 の 肝 心 な 部 分 か なと思います。まだ条例もできていない段階ではありますが、その条例 をどうやって有効に生かすかということを考えるのであれば、議会議員、 それから担当する執行部の皆さんとともに、花に興味がある市民の方で すとか、お花をつくっている、つくっていない別にして、こういった条 例をつくったので、みんなで盛り上げましょうよという呼びかけをして、 できたら市民ぐるみで花向上委員会みたいなのをつくれるようになると そ の 条 例 も 生 か さ れ る し 、 花 に 対 す る 興 味 も 関 心 も 湧 い て く る よ う な 気 がします。これ先の話ですけれども、とりあえず今の段階では情報交換 の場をふやすということと、それからもう一つは条例化に向けてスピー ド感が必要かなというのが今の私の思いです。

(委員長)羽鳥委員、何かありますか。

(羽鳥) 私のほうからも、やはりこの間、市内の花生産事業者、3業者の方とお話をしたわけなのですが、花関係者のほうも、また花組合もありますし、いろんな関係している人間とまずもって情報交換、また話し合いをした上で、この条例の持つ意味合い、価値をどうやってこの条例に盛り込んでいくかということを改めて考えながら慎重にやっていただきたいと思っております。特にプレゼント条例という形でつくっていくわけなのですが、実際プレゼントをするということの行為の前提として、鴻巣市がいかに花と縁がある、花と関係した市であるかということで、市民の方たちにその考え方を植えつけるというのもなんですが、目覚めさせていくというのが非常に重要だと思っておりますので、しっかりとした時間をかけて、市民の方の考え方も啓発できるような方向性を持っていけるように慎重に審議をいただきたいと思っております。以上です。

(委員長) ありがとうございます。菅野委員、何かありますか。

(菅野) ……花振興とかというのは、何といったってプレゼントトするとという、ただで上げるというのが最初に出てきてしまっているということと、それから国の花卉の振興に関する法律と農水省の花き産業及野方針、さらに県の埼玉県花植木農業振興方針が策定された。これは大体どういうことを基本に花の振興ということをあってしょう。花が売れればいいということなのでしょうか。確かに花を見てけんかする人はいませんけれども、それこそ衣食足りのでに花を見てけんかする人はいませんけれども、それこそ衣食足りに、埼玉新聞に載りましたよね。社会福祉協議会がアンケートとったら、埼玉県の埼玉新聞に載ったかないかなというのが、もう貧困が一番だと。社協が初めてとったのかな、あのアンケートを。鴻巣なんかとったかどうか知りませんけれども、あのアンケートを。鴻巣なんかとったかどうか知りませんけれども、あいっていましたけれども。でも、そういうの考えると、市民の暮らしたすっていましたけれども。でも、そういかのではないかなという気もするのです。そこら辺から、花だけで市民の願いに応え得るのかなと思うのです。

花農家も、この間3人の話では、今はもう昔と違って本当に販売のやり 方が変わってきているというのをつくづく聞きましたし、これをやるこ とが鴻巣の市政の中で市民の幸せにつながるのかなと。どこか釈然とし ない気がずっとしているのです、花のプレゼントという自体に。花どこ ろではないという人にどうするのかと。花よりだんごと、この間も来た 方が言っておりましたけれども、今はそういう時代です。文字どおり花 よりだんごの時代です。もう給料が足りなくて、政府の政策が本当に貧 乏人をさらにふやしている政策ですから、地方自治をやるのは私たち議 員ですから、まずそこが一番ではないかなと。花というのはごまかしに なるのではないかなと。いかにも花見れば幸せ風という、そんな感じが して、どこか胸にしっくり落ちないのです、この花プレゼント条例とい うのが。本当に市民がそんなこと、花なんか食べれないわけですから、 そのときの米も買えない人がいて、子どもの貧困も広がっている中で、 まず食べるということが大事な人に花プレゼント条例というのは全然行 き届かないなという感じがして、しっくりしない感じで参加しています。 (委員長) ありがとうございます。副委員長、何かありますか。

(加藤) いろんな意見があろうかと思うのですけれども、この前の打ち合わせの中でも、花きの振興に関する法律とか、県のほうでも振興の方針とか示されている中で、花の生産の産地でございます鴻巣が一定のいろんな試みをするのは私としてはいいかなというふうには思っておりますし、先般その会議の中でとある委員のほうから、例えば防犯上の視点でも何か効果があるとも聞いているというような話もありましたので、そういう意味でも多面的な面があろうかと思いますし、花ということだけではなく、これが私初めの一歩ではないかなと思っております。人形であったり、いろんな鴻巣のストロングなポイントありますので、そっちにいずれまた目を向けていけばいいのではないかなと思います。

それと、他の委員から出ましたけれども、まだ私ども前回の意見交換は最初の初めの一歩の手前ぐらいかなと思っております。バックグラウンドが確認できたり、あるいは個の生産者でございますけれども、どんなご努力をされているかのイメージがある程度ついてきましたので、これ

から違う会議体などでもうちょっと多く意見をいただきながら進めてい けばいいのではないかなというふうな、これは感想です。 以上です。

(委員長)では、私からも。何で花プレゼントと。やはり鴻巣は花のま ちだと、こういうのをイメージつけたいなというのがまず1つと、あと 花の農家、そういう人たちの振興、少しでも花が売れればいいかなとい うことでやっているのが1つなのですけれども、貧困、菅野委員が貧困、 確かに花よりだんごかもしれないですけれども、鴻巣は花の産地ですの で、そう言ってしまうと誰も花、プレゼントもくそもなく、花は何にも 要らないのではないかと、そっちのほうへ行ってしまいます。そうする と、私たちの心がすさんでしまいますので、全国的に鴻巣は花の産地で すから、この花を中心にやっていくのは僕は必要かなと思っております。 プレゼントがいいかというのは、それはまたこれからも議論をしていく、 僕はそれでいいと思っているのですけれども、それはいろんな意見があ ると思います。ただ、基本的にはプレゼントするのは市民なので、鴻巣 市、市が市民に上げるという、そういう意味ではなく、お金のある人に 買ってもらうしかないです。例えばお金のある人が貧困の方に上げると いうことでも構わないと思うので、そういったいろんなバージョンが、 いろんなケースがあると思うので、これはそういった意味でこれからも ちょっと考えていきたいなと思っております。

以上であります。

あと執行部のほうで何かそういうまたご意見ありますか。ちょっと何か ありますか、部長からでも、何かこうしたらいいのかとか。

(環境経済部長)やっぱり経済ということで、なぜ花なのかというところが、一歩目ということもあるのでしょうけれども、全般的な説明ができるようなところが必要かなと。まずは一歩ここで引っ張っていって鴻巣市の活性化につなげていくということでよろしいかと思います。

(委員長) ほかに何かありますか。副部長とか何か。

(環境経済部副部長兼農業委員会事務局長) 先ほど来委員さんのほうからもお話がありましたように、特に大塚委員なんかの条例をつくるだけ

が目的ではないよというふうなことの中で第一歩というふうな話で、薄 い条例案になっていますので、これからいろいろ肉づけをしていくのが 必要かと思うのですけれども、ただ今非常に議会等でもいろいろ、私の ほうも議会答弁をさせていただいているのですが、オリンピックとかラ グビーの関係で、もういろいろ花関係の方々が動いている状況でござい ます。今週の17日の金曜日には、ちょっと夏色花壇というふうなことで 熊谷の競技場の周りの植栽活動を、花を、夏に、暑さに強い花を植栽す るというふうなことの事業が決まっている中で、いろいろ観光戦略課の 職員、産業振興課の職員とか、花組合の皆さん方の協力を得ながらやっ ていくというふうなことで、少しずつではあるのですけれども、花の関 係で国際的なそういう大会とか、そういったものがもう決まっている中 で、地元の農家さんなんか、生産者の方々はちょっと夏に強い花をとい うふうなことで動き出している状況でございます。そのような中で、た またまうちのほうでそういうプレゼント条例、部長が言うように花だけ でいいのかというふうなことで、私どものほうからすれば産業関係で商 業、農業、工業いろいろありますから、その中でというふうなことの中 でも、とにかく委員さんの中にも花を中心にしていくというふうな方針 が出ている中で、これからいろんな問題はあるかと思いますけれども、 やっぱり自分たちが生産者の農家さんのほうの話を聞けば、この間のフ ラワーセンターの話でもご存じになったと思うのですが、ちょっとやっ ぱり景気そのものもよくないというふうなことで、横ばいから右肩下が りの状況の花卉市場だというふうな中で、非常におととしの雪害の中で すごいダメージがあった中、いち早く再建したのは、9割補助をもらっ て、国庫の補助を投入して、花の生産者がいち早く復興をしたというふ うな部分の、その辺のもう強みは花の生産者の方々は持っています。後 継者のいる方なんかも立派に花に取り組むというような方でやっていら っしゃる方々がいますので、タイミングとしてはやはりスピード感とい うか、なるべく早目に条例制定というようなものも必要だと思うのです が、タイミング的にやはり東京オリンピックとかラグビーのワールドカ ップの招致というものがある中で、そういうものからするとそういうも

のとバッティングする前になるべく早くこういうものをつくってあげ る。 で は 、 一 応 オ リ ン ピ ッ ク の 招 致 委 員 会 の ほ う に は 要 望 書 等 も 、 市 長 と花組合の関係者なんかも行ったというようなことで、では何をしたら いいのかというようなこと、条例をつくるのにもそうだと思うのですけ れども、市が条例を制定しても、プレゼントというような部分で、では プレゼントという言葉がどうなのかという条例の文言等もございますけ れども、一応花と人形のまちという中で、とりあえず花に関しては余り、 そんなものというふうなこと、特に農業関係も厳しい中でやっています けれども、皆さんそれぞれ頑張っていて、何か目標にするもの、さっき 菅野委員さん言われたように花き振興条例というものができて、やはり 花の振興とかもやっていくのだというふうなことで、県のほうも県の生 産振興課という課があるのですけれども、一応花とかそういったものに ついてはすごく極力熱心に、鴻巣の花とかというような部分ではいろい ろ注文をされている状況でございますので、非常にその辺のものをうま く見と、あるいはいろんな形の団体の組合、花組合の方々とちょっとや っぱり協力を密にしながら、どういうものがいいのかというようことで、 単に行政と議会ということだけでなく、生産者の方々と膝を交えていろ いろいい条例がつくれればいいのではないかなという形でいます。私の ほうとすれば、産業経済ですので、中にはちょっと何で花だけなのとい うふうな方も、おっしゃる方もいますけれども、やはりとりあえずでき るものからやってみるというふうなことでいいのではないかなという気 もします。

以上です。

(委員長) ありがとうございます。

ほか何かご意見ありますか。

(なし)

(委員長) そしたら、また次にやはり花の組合員の方ともう一度こういう話し合いの場をぜひ持って、次の段階には行きたいとは思うのです。 前回3人だけで、こちらで決めた方たちでしたので、できれば執行部の ほうから組合のほうに話をかけていただいて、持ちかけていただいて、 そういった趣旨でまた打ち合わせ、会議をぜひしていきたいというふう に思うのですけれども、それはどうですか。

(環境経済部副部長兼農業委員会事務局長)一応組合等もございますので、そういう席でこういうプレゼント条例というか、花に関して特化するものとして何かいいものがあるかというようなことは常々担当を通じて組合のほうには投げかけていきたいと思います。ただ、花組合に入っていない方々も結構いらっしゃいますので、そういう方々の意見とか、そういった問題もありますけれども、いろいろ頼るのはやっぱり組合さんのほうの方々になると思いますので、その辺につきましてはちょっと私のほうからもお話をしていくというような形でご了承を得られればそれで進めていきたいと思いますけれども。

(委員長)では、ちょっとその辺をお願いしたいと思います。

ほかに何か委員のほうから意見はございますでしょうか。とりあえずそ ういう形で次のステップへ行きたいと思うのですけれども。

(菅野)人が集まったとか、そういうのではなくて、現実にそれが売れてお金になって資本が回るというようにならないと成功とはならないと思うのです。花まつりにいっぱい人が来たって、花買わないで、ただ見てきれいねで終わりでは花農家の人はちっとも潤わないわけで、だから経済と結びつけないとどんな政策も成功したとは言えないので、そこら辺をしっかり押さえなくてはいけない。やっぱりもうかるとか、売れて金になって、そうしないと、ただ今地方再生で人を集めろ、人を集めろ、子どもを産めよ、ふやせよと、そういうことではない。人間がいっぱい来たってただ素通りしていくのでは、逆にごみ処理に金ばかりかかるわけですから、そこら辺を、経済と結びつける政策だということを根底に置かないと成功しないので、ただ上辺で話して素通りして終わってしまったと、果実のないものになるのではないかなと思うので、慎重な審議を求めます。

(委員長) わかりました。それも次回の打ち合わせの中でお話をしたいなと思います。

ほかに何かありますか。これでよろしいでしょうか。いいですか。

(なし)

(委員長) それでは、お諮りいたします。

花プレゼント条例制定の調査及び研究に関する事項について、閉会中の継続審査としたいと思います。これに異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、花プレゼント条例制定の調査及び研究に関する事項について、 閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

なお、会議録の調製につきましては委員長に一任願います。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後1時22分)